



令和2年9月24日 立川市広報課

送付文書 計3枚

報道機関 各位

立川市中小事業者緊急支援事業 (自己所有物件) を開始します

立川市は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が著しく減少している中小事業者を支援するため、一定の要件を満たす中小事業者に対して、令和2年度固定資産税・都市計画税相当分（償却資産は除く）の10分の8（1事業者あたりの上限額100万円）を支給する『立川市中小事業者緊急支援事業（自己所有物件）』を開始します。

なお、申請様式につきましては、令和2年9月25日（金）より市ホームページに掲載いたします。

【主な支給要件】

対象となる 中小企業者	<ol style="list-style-type: none"> 立川市内で自ら所有している事業所等で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意向である 当該事業所等において、令和2年度固定資産税が課税されている 昨年中の年間売上高等（事業収入）が130万円以上である 経済産業省の定める中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）の指定業種を主たる事業として営んでいる 「立川市契約における暴力団等排除措置要綱」第2条第3号に掲げる暴力団又は同条第4号に掲げる暴力団員等でない 市税を滞納していない（徴収猶予の適用を受けている場合は除く） 令和2年3月～9月のいずれかの月の売上高等が前年同月比で50%以上減少している、または令和2年3月～9月の任意の3か月の売上高等の合計が前年同月比で30%以上減少している 不動産収入については、市内に事業所等があり、事業を営んでいる法人に限る（個人事業主の不動産収入は対象外とする）
支給額	令和2年度固定資産税・都市計画税相当額（償却資産は除く）の10分の8にあたる金額（1,000円未満は切り捨て）。1事業者あたり上限100万円
受付期間	令和2年10月1日（木）～令和2年12月25日（金）
申請方法	郵送のみ（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）

【問い合わせ】

立川市 産業文化スポーツ部 産業観光課（担当：奥野）TEL：042-528-4317

郵送
受付

立川市 中小事業者緊急支援金(自己所有物件)

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が著しく減少している中小企業・個人事業主（以下「中小事業者」という。）を支援するため、要件に該当する中小事業者に、令和2年度固定資産税・都市計画税相当額の10分の8（1事業者あたりの上限額100万円）を支給します。

受付
期間

令和2年

10月1日(木)～12月25日(金) (消印有効)

支給
金額

固定資産税・都市計画税相当額の10分の8(1,000円未満切捨て)

1事業者あたり上限100万円

対象者

次の1～8の全ての要件を満たす中小事業者※1

- 1 立川市内で自ら所有している事業所等で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意向である
- 2 当該事業所等において、令和2年度固定資産税が課税されている
- 3 昨年中の年間売上高等（事業収入）が130万円以上である（法人は直近事業年度の売上高等）
- 4 経済産業省の定める中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）の指定業種を主たる事業として営んでいる
- 5 「立川市契約における暴力団等排除措置要綱」第2条第3号に掲げる暴力団又は同条第4号に掲げる暴力団員等でない
- 6 市税を滞納していない（徴収猶予の適用を受けている場合は除く）
- 7 令和2年3月～9月のいずれかの月の売上高等が前年同月比で50%以上減少している、または令和2年3月～9月の任意の3か月の売上高等の合計が前年同月比で30%以上減少している
※創業1年未満や店舗・業容拡大等により、前年同月と比較できない場合は「よくあるお問い合わせ」をご覧ください
- 8 不動産収入については、市内に事業所等があり、事業を営んでいる法人に限ります（個人事業主の不動産収入は対象外です）

※1 本支援金の対象となる中小事業者とは、中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる法人または個人（下表）、中小企業信用保険法第2条第1項第5号に掲げる医業を主たる事業とする法人及び同項第6号に掲げる特定非営利活動法人をいいます。

主な業種	資本金または出資金額／従業員数
製造・建設・運輸業、その他	3億円以下／300人以下
卸売業	1億円以下／100人以下
サービス業	5千万円以下／100人以下
小売業	5千万円以下／50人以下

申請 方法

郵送受付 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)

「料金受取人払」の様式を封筒に貼っていただければ、切手は不要です。

《宛先》 〒190-8666 立川市泉町 1156-9

立川市役所産業観光課 中小事業者緊急支援事業担当

必要書類

①	中小事業者緊急支援金（自己所有物件）交付申請書
②	申請内容確認書
③	誓約書兼同意書
④	事業を営んでいることがわかる証明書類 【法人】履歴事項全部証明書（取得後3か月以内。写し可。） 【個人事業主】確定申告書の写し（令和元年份）
⑤	昨年中の年間売上高等（事業収入）がわかる証明書類 ※2019年（法人は直近の事業年度）の申告書類など
⑥	支援金の対象となる事業所等に係る令和2年度固定資産税の課税資産明細書（今年4月に送付）の写し、紛失した場合は名寄帳の写し（名寄帳の申請方法等は課税課にお問い合わせください） ※物件が自宅兼事業所の場合は、事業用部分のみが支援金の対象になります。その場合は「よくあるお問い合わせ」をご覧ください。
⑦	振込先の通帳の写し （金融機関、支店、口座番号、口座名義人、名義人のフリガナが確認できるもの） ※申請者と口座名義人は同一であること
⑧	②の申請内容確認書に記載されている売上高等が確認できる資料 ※必要書類の具体例は、「よくあるお問い合わせ」をご覧ください。
⑨	申請時チェックリスト

注意事項

- 書類や申請内容に不備等がなければ、申請受理から指定口座への入金まで概ね3週間程度を見込んでいます。申請者には「中小事業者緊急支援金（自己所有物件）交付（不交付）決定通知書」を送付します。
- 申請書類に不足や誤りがある場合、書類の追加提出を求める場合があります。また、入金まで時間を要するため、事前に「申請時チェックリスト」を利用して申請内容の確認を行ってください。

【問い合わせ先】

立川市新型コロナウイルス感染症総合コールセンター
☎042-523-2111【午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日含む）】※オペレーターに「新型コロナウイルス感染症総合コールセンター」とお伝えください。

申請書等の様式は立川市ホームページからダウンロードできます。

